

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第24号**

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
<b>別表第4（第123条関係）</b>				<b>別表第4（第123条関係）</b>					
行政財産の使用料				行政財産の使用料					
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）		
土地	(略)			土地	(略)				
	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)		98	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	88
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			130		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			260		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		230
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			650		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		590
		外径が1メートル以上のもの			1,300		外径が1メートル以上のもの		1,100
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	2,200		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	1,900		
(略)			(略)						
備考 (略)				備考 (略)					

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。